



# 国土利用計画（北海道計画）

—第5次—

平成29年3月

北 海 道



# 目 次

## 前文

1 道土の利用に関する基本構想	1
(1) 道土の状況	1
(2) 道土利用の基本方針	1
ア 道土利用の基本理念	
イ 土地利用をめぐる基本的条件の変化	
ウ 本計画が取り組むべき課題	
エ 道土利用の基本方針	
(3) 地域類型別の土地利用の基本方向	8
ア 都市	
イ 農山漁村	
ウ 自然維持地域	
(4) 利用区分別の土地利用の基本方向	10
ア 農地	
イ 森林	
ウ 原野等	
エ 水面・河川・水路	
オ 道路	
カ 住宅地	
キ 工業用地	
ク その他の宅地	
ケ その他（公用・公共用施設の用地）	
コ レクリエーション用地	
サ その他（低・未利用地）	
シ その他（沿岸域）	
2 道土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	14
(1) 道土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	14
ア 計画の目標年次	
イ 基礎的な前提	
ウ 道土の利用区分	
エ 道土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法	
オ 目標年次における規模の目標	
表 道土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	
(2) 地域別の概要	17
ア 地域別の規模の目標	
イ 地域の区分	
ウ 目標年次、目標を定める方法	
エ 目標年次における利用区分ごとの規模の目標の地域別概要	

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	-----	19
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	-----	19
(2) 道土の保全と安全性の確保	-----	19
ア 安全な土地利用への誘導及び国土保全施設の整備等		
イ 適切な保育、間伐などの森林整備の推進等		
ウ 効果的な海岸保全施設の整備等		
エ ライフラインの多重性・代替性の確保等		
オ 都市における安全性の向上		
(3) 持続可能な道土の管理	-----	20
ア 都市機能等の集約化		
イ 優良農地の確保等		
ウ 持続可能な森林管理		
エ 健全な水循環の維持又は回復		
オ 美しい山河、海岸の保全・再生		
カ まちなみ景観の保全等		
(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	-----	22
ア 優れた自然環境や自然景観の保全等		
イ 希少野生生物に配慮した土地利用の推進		
ウ 生態系ネットワークの形成		
エ 自然環境や生物多様性に関するモニタリングの実施等		
オ 自然生態系を活用した防災・減災対策の推進		
カ 地域資源を活用した地域産業の促進		
キ 野生鳥獣による被害防止等		
ク 環境負荷の小さい土地利用の推進		
ケ 生活環境の保全等		
コ 水資源の保全		
サ 3Rの推進等		
シ 公共事業における環境への配慮等		
(5) 土地の有効利用の促進	-----	24
ア 空き家等への対応		
イ 所有者の所在の把握が難しい土地への対応		
(6) 土地利用転換の適正化	-----	24
ア 自然的・社会的条件を勘案した土地利用の転換		
イ 大規模な土地利用の転換		
ウ 農地や宅地等相互の土地利用の調和等		
(7) 道土に関する調査の推進	-----	25
(8) 北方領土対策の推進	-----	25
(9) 計画の効果的な推進	-----	25
<b>【参考付表】</b>	-----	26
<b>用語解説</b>	-----	27

## 前文

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条の規定に基づき、北海道の区域について定める国土（以下「道土」という。）の利用に関する基本的事項についての計画であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び道内の市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに同法第4条の国土利用計画を構成し、市町村計画及び北海道土地利用基本計画の基本となるものです。

また、本計画は、道の総合計画である「北海道総合計画」（平成28年3月策定。以下、「総合計画」という。）の特定分野別計画<sup>\*</sup>として、道土の適切な利用・管理や自然環境・生物多様性<sup>\*</sup>の保全・継承、強靭な北海道づくりなど土地利用の側面から、総合計画が掲げる「将来にわたって安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の実現」を目指します。

### 1 道土の利用に関する基本構想

#### （1）道土の状況

本道の面積は、8万3,424km<sup>2</sup>（うち北方領土が5,003km<sup>2</sup>）で、国土の総面積の5分の1以上を占めており、そのうち、約9割が農地や森林、原野、水面等の自然的な土地利用となっています。

本道の耕地面積は全国の約4分の1を占め、大規模で専業的な農家を主体とした生産性の高い農業が展開されており、食料の安定供給のほか道土・環境の保全などの面で重要な役割を担っています。また、全国の森林面積の約4分の1を占める森林は、二酸化炭素の吸収、固定を通じた地球温暖化<sup>\*</sup>の防止に大きく寄与しており、湿原や湖沼等を含め、北海道特有の多様な野生生物が生息・生育する豊かな生態系<sup>\*</sup>を形成しています。特に、本道の優れた自然を代表する知床地域は、世界的にも貴重な自然環境を有しています。

一方、本道は、広大な土地に、機能の集積した都市や人口が分散して存在する広域分散型の構造となっており、気候風土や歴史文化、産業展開などが異なる特色ある地域からなっています。

#### （2）道土利用の基本方針

##### ア 道土利用の基本理念

道土の利用は、道土が現在及び将来における道民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを踏まえ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と地域の発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行います。

## イ 土地利用をめぐる基本的条件の変化

今後の道土の利用を計画するに当たっては、土地利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要があります。

### (ア) 人口減少に伴う土地利用の縮小

全国を上回るスピードで人口減少、高齢化が進む中で、一部の利便性の高い地区に人口等の集中が進行することが見込まれており、このような地区での土地需要は当面続くものと予測されるものの、全体として土地需要は減少し、これに伴って土地の利用は様々な形で縮小していくことが想定されます。その結果、道土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、今後の土地利用においては、本格的な人口減少社会における道土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となります。

### (イ) 自然環境への開発圧力の減少

人口減少に伴い自然環境に対する開発圧力<sup>\*</sup>が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となります。

### (ウ) 相次ぐ自然災害の発生

東日本大震災をはじめ地球温暖化の影響が指摘されている大雨による水害等全国的に大規模な自然災害が相次いで発生する中、居住地や公共施設の立地など土地の利用面における安全・安心に対する道民の意識が高まりを見せています。人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあるため、中長期の視点から計画的、戦略的に、より安全で持続可能な道土利用を実現することも重要となります。

## ウ 本計画が取り組むべき課題

土地利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は以下のとおりです。

なお、道土の利用に当たっては、これまで適正かつ合理的な土地利用の転換といった土地利用の量的調整や道土の安全性といった土地利用の質的向上を主要な課題として取り組んできたところですが、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、土地需要の量的調整は、今後も一定程度必要ではあるものの、道土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、土地利用の質的向上がこれまで以上に重要となっています。今後は、人口減少下における適切な道土の利用・管理のあり方を見いだしていくとともに、開発圧力が減少する機会をとらえ、自然環境の保全・再生・活用や安全で安心な土地利用の推進等により、より安全で豊かな道土を実現していくことが求められています。

### (ア) 人口減少による道土管理水準等の低下

本道の人口は、全国より10年以上早い平成9年の約570万人をピークに、全国を上回るスピードで減少が続いている、今後少なくとも数十年にわたり人口減少が継続すると見込まれます。また、年少人口や生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展しています。

人口動態の変化は、土地の利用にも大きな影響を与えており、既に人口減少等が進展している地域では、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地<sup>\*</sup>や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念されています。

農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されています。農業就業者の高齢化が進む中、荒廃農地の発生防止と農地の効率的な利用のため、農業の担い手の育成・確保と担い手への農地の集積・集約化を進めていくことが重要です。林地においては、森林所有者が高齢で後継者がいない、不在村<sup>\*</sup>などの理由により、管理が行き届かない森林も存在しています。

道土管理水準の低下や都市化<sup>\*</sup>の進展などの土地利用の変化は、水源涵養機能<sup>\*</sup>の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与えます。また、地籍調査が進んでいないなど土地境界が不明確な状況では、円滑な土地取引や計画的な森林の整備・保全など土地の有効利用の妨げとなり得ます。さらに、相続時における土地登記の未実施や不在村者の増加などを背景に、今後、所有者の所在の把握が難しい土地<sup>\*</sup>が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障をきたすことがあります。

このような問題は、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化するおそれがあります。このため、本格的な人口減少社会においては、道土の適切な利用と管理を通じて道土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となります。

また、人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が共に進行していく中で、経済成長を維持し道民が豊かさを実感できる道土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要です。

### (イ) 自然環境と美しい景観等の悪化

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する道土利用を進めていく視点が重要です。この観点から、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していくことが大きな課題となります。

特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的

な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性があります。これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山<sup>\*</sup>等においては、今後、土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種<sup>\*</sup>の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念されます。

気候変動<sup>\*</sup>は、広く道土の自然環境に影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応するため、本道の特徴を踏まえた総合的、計画的な取組の推進が求められています。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壤の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源の涵養や国土保全など暮らしを支える生態系サービス<sup>\*</sup>（自然の恵み）に大きな影響を及ぼします。

このため、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、バイオマス<sup>\*</sup>等の再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の地域レベルでの安定確保や健全な水循環<sup>\*</sup>の維持又は回復等を通じて地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要です。また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要です。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ<sup>\*</sup>、魅力ある都市空間や水辺空間<sup>\*</sup>等を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要です。

また、近年、本道において、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全<sup>\*</sup>に対する道民の関心が高まるとともに、水源の周辺における適正な土地利用の確保が求められています。

#### （ウ）災害に対して脆弱な道土

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震、平成26年の御嶽山噴火など全国的に大規模な地震や津波、火山噴火が発生していますが、本道においても、平成5年の北海道南西沖地震や平成12年の有珠山噴火など大きな被害をもたらした災害が発生しており、太平洋では、根室沖から択捉島沖にかけてマグニチュード8クラスの強い地震が今後30年以内に50%から70%と高い確率で発生すると想定されています。

また、平成28年8月から9月にかけて本道に大きな被害をもたらした大雨等による災害にみられるように、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されており、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念されます。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する土地利用への転換が急務となっています。

また、都市においては、諸機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性<sup>\*</sup>の増大も重要な課題となっています。農山漁村においても、国土管理水準の低下に伴う国土保全機能の低下が懸念されています。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、土地利用においても、大規模自然災害から道民の生命・財産を守り、本道にとって重要な社会経済機能を維持するとともに、本道が持つポテンシャルを活かしたバックアップ機能<sup>\*</sup>を強化し、我が国全体の強靭化<sup>\*</sup>に積極的に貢献するため、強靭な北海道づくりを総合的かつ計画的に推進する必要があります。

## エ 道土利用の基本方針

ウで示した課題に取り組むため、本計画は、「適切な道土管理を実現する土地利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用」、「安全・安心を実現する土地利用」の3つを基本方針とし、道土の安全性を高め持続可能で豊かな道土を形成する土地利用を目指します。

また、人口減少社会において、このような土地利用を実現するための方策についても、その考え方を示します。

### (ア) 適切な道土管理を実現する土地利用

適切な道土管理を実現する土地利用については、都市的土地利用<sup>\*</sup>において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の無秩序な拡大を抑制します。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効活用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。また、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めます。

農林業的土地利用<sup>\*</sup>については、食料の安定供給に不可欠な優良農地<sup>\*</sup>を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集積・集約化を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。また、道土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用<sup>\*</sup>を通じた、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の

適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理<sup>\*</sup>等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。

大規模な太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用のあり方について検討することも必要です。

#### (イ) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、道民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進します。なお、その際には、道土を形づくり、道民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とします。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある道土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など自然環境の有する多様な機能を積極的に活用したグリーンインフラ<sup>\*</sup>の取組を推進します。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の対流<sup>\*</sup>を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住<sup>\*</sup>」など都市から地方への人の流れの拡大を図ります。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進めます。

その際、道内には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物

多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する土地利用を進めます。

また、本道の貴重な財産である水資源の保全に取り組むとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保に努めます。

#### (ウ) 安全・安心を実現する土地利用

安全・安心を実現する土地利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要です。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮します。同時に、中長期的な視点から、ハザードマップ\*の情報を活用するなど地域の状況を踏まえつつ、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要です。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、電気、ガス、上下水道や通信、交通等のライフラインの多重性・代替性を確保します。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペース\*の確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ国土保全機能の向上など、地域レベルから全道レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて土地利用の面からも道土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな道土を構築します。

#### (エ) 複合的な効果をもたらす施策の推進と最適な土地利用の選択

このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要があります。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、道土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となります。

道土の適切な管理は、道土の保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮します。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、道土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、道土の適切な管理を行っていくことが必要です。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域\*の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減

させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物<sup>\*</sup>の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで道土を荒廃させず、むしろ道民にとってプラスに働くような最適な土地利用を選択するよう努めます。

#### (オ) 多様な主体による道土の適切な管理

これらの取組は、国等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現されます。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要です。

このような地域による取組を基本としつつ、所有者等による適切な管理や国、道、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、N P O、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により道土の適切な管理に参画する取組を促進します。

### (3) 地域類型別の土地利用の基本方向

道土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が混在する地域類型別の土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の土地利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、地域類型別の土地利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

#### ア 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、市街化圧力<sup>\*</sup>の低下が見通されるこの機会をとらえて環境負荷<sup>\*</sup>の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要です。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するよう誘導します。その際、低・未利用地や空き家等の有効活用などにより土地利用の効率化を図ります。特に、空き家については、今後も大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効活用を図る必要があります。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所やオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ること

も重要です。集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行います。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを目指します。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制します。

都市防災については、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造<sup>\*</sup>の形成を図ります。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

## イ 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有することから、農山漁村が道民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化<sup>\*</sup>による農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築きます。

また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる地域では、必要なサービスができるだけ身近に提供されるなど、住み続けたいと思える生活・定住の環境づくりが大切ですが、広域分散型の本道においては、機能の集約が困難である地域も多いことから、地域の実情に応じ、コミュニティの再生を図り、様々な分野における住民サービス機能の維持・確保に向けた取組を推進します。

このような取組とともに、農業の担い手への農地の集積・集約化や農地の良好な管理、森林資源の循環利用<sup>\*</sup>や森林の適切な整備・保全、健全な水循環の維持又は回復、野生鳥獣被害への対応を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な道土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出します。同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然<sup>\*</sup>に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰<sup>\*</sup>」の

流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進します。

このような道土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地等への食料供給等にも貢献することが期待されます。

さらに、水害や土砂災害等の自然災害の防止等により農山漁村の安全性を確保します。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

#### ウ 自然維持地域

知床世界自然遺産地域をはじめ、高い価値を有する原生的な自然地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全します。その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図ります。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、エコツーリズム<sup>\*</sup>など自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

### (4) 利用区分別の土地利用の基本方向

利用区分別の土地利用の基本方向は以下のとおりとします。

なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要があります。

#### ア 農地

北海道は我が国有数の食料供給地域として、国民全体の食を持続的に支える重要な役割を担っていることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保や、荒廃農地の発生抑制・再生・有効利用を推進するとともに、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構<sup>\*</sup>の活用による農地の集積・集約化を推進します。また、農業者はもとより、地域住民などの参画も得ながら、地域共同による農地や水路等の適切な保全管理活動や中山間地域等生産条件の不利な地域の農業生産活動を継続するための取組へ支援するとともに、環境

と調和した持続的な農業生産の推進を通じて、道土の保全や水源の涵養、環境の保全等、農業の有する多面的機能<sup>\*</sup>の発揮の促進を図ります。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図ります。

#### イ 森林

本道の森林は、我が国の森林面積の約4分の1を占めており、地球温暖化等地球規模の環境問題への対応などその果たす役割は大きいことから、温室効果ガス<sup>\*</sup>吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、適切な森林の整備及び保全を進めます。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者等による適切な森林の整備及び保全を促進するとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。さらに、道民や企業、N P O等多様な主体による整備及び保全についても促進します。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能<sup>\*</sup>を発揮できるよう、道産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用を推進します。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な道民のニーズに配慮しつつ、適正な利用を図ります。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図ります。

#### ウ 原野等

原野等<sup>\*</sup>のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図ります。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

#### エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路<sup>\*</sup>については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善<sup>\*</sup>等多様な機能の維

持・向上を図ります。

#### オ 道路

道路のうち、一般道路<sup>\*</sup>については、広域分散型の本道において、物流の効率化、救急医療機関へのアクセスの向上などの役割を担っているほか、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、土地の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図ります。また、整備に当たっては、道路の安全性・確実性・快適性や防災機能の向上、公共・公益施設<sup>\*</sup>の共同溝<sup>\*</sup>への収容や無電柱化、冬期交通の確保に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農地及び森林の適正な管理、さらには、農山村の生活環境の改善等を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。また、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮します。

#### カ 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設<sup>\*</sup>の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、積雪などの北海道の特性に配慮した望ましい居住水準と良好な居住環境を形成します。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限します。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効活用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、北国にふさわしい良質で多様な住宅・宅地の安定供給に必要な用地を確保します。

#### キ 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向や高度情報通信インフラ<sup>\*</sup>、研究開発インフラ<sup>\*</sup>及び産業・物流インフラ<sup>\*</sup>等の整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

なお、工業用地の確保に当たっては、空港、港湾、高規格幹線道路網等の産業基盤や質の高い居住環境の整備を進めるなど総合的な立地環境づくりに努めます。

また、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壤

汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図ります。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープ<sup>\*</sup>などが希少な植物や水生生物等の生息・生育環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進します。

#### ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化<sup>\*</sup>の進展等に対応して、必要な用地の確保を図ります。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地を確保します。公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させます。

#### ケ その他（公用・公共用施設の用地）

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、道民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。特に、道民生活の向上と産業発展の基盤づくりや国際化の進展に対応するために、空港、港湾、道路、鉄道等交通施設の体系的な整備を進め、利便性、快適性を高めます。

また、施設の整備に当たっては、耐災害性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮します。

#### コ レクリエーション用地

恵まれた自然や豊かな観光資源を生かしたレクリエーション用地については、国民の価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、自然環境など地域の資源を活かした滞在交流型の観光地の形成に向け、計画的な整備と有効利用を進めます。その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮します。

#### サ その他（低・未利用地）

低・未利用地のうち、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図ります。再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進します。

また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるなど、周辺の自然環境や景観等への影響、災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

### シ その他（沿岸域）

沿岸域<sup>\*</sup>については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的な利用を図ります。さらに、地域の国際化、国内輸送の効率化、潤いのある港湾空間・都市空間としての利用を進めます。この場合、環境の保全と親水空間としての適正な利用に配慮するとともに、沿岸域は、津波や台風、地球温暖化に伴う海面上昇による高潮の被害を大きく受けることから、災害リスクに配慮した利用を図ります。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場<sup>\*</sup>・干潟<sup>\*</sup>などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生します。併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、道土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図ります。

## 2 道土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### （1）道土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

#### ア 計画の目標年次

計画の目標年次は、平成37年とし、基準年次は平成26年とします。

#### イ 基礎的な前提

道土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、国立社会保障・人口問題研究所による平成37年の人口及び世帯数の推計を行い、平成37年において、それぞれおよそ496万人、およそ232万世帯とします。

#### ウ 道土の利用区分

道土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。

## **エ 道土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法**

道土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の道土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を前提とし、用地原単位等をしんしゃくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとします。

## **オ 目標年次における規模の目標**

道土の利用の基本構想に基づく平成37年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。

なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。

【表 道土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標】

(単位 : km<sup>2</sup>、 %)

区分	平成 26 年	平成 37 年	構成比	
			平成 26 年	平成 37 年
農地	11,480	11,418	14.6	14.6
森林	55,482	55,482	70.7	70.7
原野等	2,056	2,019	2.6	2.6
水面・河川・水路	2,607	2,650	3.3	3.4
道路	1,978	2,047	2.5	2.6
宅地	1,240	1,240	1.6	1.6
(住宅地)	( 607)	( 607)	( 0.8)	( 0.8)
(工業用地)	( 66)	( 66)	( 0.1)	( 0.1)
(その他の宅地)	( 566)	( 566)	( 0.7)	( 0.7)
その他	3,578	3,565	4.6	4.5
計	78,421	78,421	100.0	100.0
北方領土	5,003	5,003	—	—
合計	83,424	83,424	—	—
(参考) 人口集中地区 (市街地)	799	792	—	—

- (注) 1 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。  
 2 平成 26 年欄の人口集中地区面積は、平成 22 年の国勢調査結果による面積である。  
 3 端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

## (2) 地域別の概要

### ア 地域別の規模の目標

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの国土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を生かしつつ、活力を維持し、持続可能な地域社会づくりを図る見地から、必要な基礎条件を整備し、道土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければなりません。

### イ 地域の区分

地域の区分は、道央広域連携地域、道南連携地域、道北連携地域、オホーツク連携地域、十勝連携地域及び釧路・根室連携地域の6区分とします。

なお、地域の区分及びその範囲は、「北海道総合計画」における6つの連携地域の構成に従っています。

### ウ 目標年次、目標を定める方法

計画の目標年次、道土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとします。

### エ 目標年次における利用区分ごとの規模の目標の地域別概要

目標年次における道土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要是、次のとおりです。

#### (ア) 農地

農地については、地域の特性に即した計画的な農地の整備は図られるものの、全体としては農業従事者の高齢化や担い手不足などによる荒廃農地の発生などにより減少するものと予想されます。また、地域別には、道央広域連携地域は2,624km<sup>2</sup>程度、道南連携地域は433km<sup>2</sup>程度、道北連携地域は2,180km<sup>2</sup>程度、オホーツク連携地域は1,656km<sup>2</sup>程度、十勝連携地域は2,538km<sup>2</sup>程度、釧路・根室連携地域は1,988km<sup>2</sup>程度となるものと予想されます。

#### (イ) 森林

森林については、農地、宅地等への転換はあるものの、国土の保全を図るという見地から低・未利用地の積極的な転換を図ることなどにより全体としては現状の規模が維持されるものと予想されます。また、地域別には、道央広域連携地域は1万6,015km<sup>2</sup>程度、道南連携地域は5,297km<sup>2</sup>程度、道北連携地域は1万3,915km<sup>2</sup>程度、オホーツク連携地域は7,707km<sup>2</sup>程度、十勝連携地域は6,923km<sup>2</sup>程度、釧路・根室連携地域は5,626km<sup>2</sup>程度となるものと予想されます。

#### (ウ) 原野等

原始性が豊かで保全上重要な原野や採草放牧地については、将来にわたりその保護や確保を図ることとしますが、その他の原野については、農地、森林等への転換が進むことにより減少するものと予想されます。また、地域別には、道央広域連携地域は558km<sup>2</sup>程度、道南連携地域は156km<sup>2</sup>程度、道北連携地域は278km<sup>2</sup>程度、オホーツク連携地域は89km<sup>2</sup>程度、十勝連携地域は193km<sup>2</sup>程度、釧路・根室連携地域は745km<sup>2</sup>程度となるものと予想されます。

#### (エ) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、多目的ダム等の建設や河川の整備などにより増加するものと予想されます。また、地域別には、道央広域連携地域は788km<sup>2</sup>程度、道南連携地域は111km<sup>2</sup>程度、道北連携地域は540km<sup>2</sup>程度、オホーツク連携地域は426km<sup>2</sup>程度、十勝連携地域は379km<sup>2</sup>程度、釧路・根室連携地域は407km<sup>2</sup>程度となるものと予想されます。

#### (オ) 道路

道路については、一般道路の建設や改良の促進、農道及び林道の整備により増加するものと予想されます。また、地域別には、道央広域連携地域は671km<sup>2</sup>程度、道南連携地域は144km<sup>2</sup>程度、道北連携地域は433km<sup>2</sup>程度、オホーツク連携地域は258km<sup>2</sup>程度、十勝連携地域は305km<sup>2</sup>程度、釧路・根室連携地域は237km<sup>2</sup>程度となるものと予想されます。

#### (カ) 宅地

宅地のうち、住宅地については、人口及び世帯数が全体としては減少するものの、当面の住宅需要により現状の規模は維持されるものと予想されます。また、地域別には、道央広域連携地域は302km<sup>2</sup>程度、道南連携地域は54km<sup>2</sup>程度、道北連携地域は95km<sup>2</sup>程度、オホーツク連携地域は53km<sup>2</sup>程度、十勝連携地域は57km<sup>2</sup>程度、釧路・根室連携地域は46km<sup>2</sup>程度となるものと予想されます。

工業用地については、工場は減少傾向にあるものの、本道の立地優位性を活かした企業誘致などにより現状の規模は維持されるものと予想されます。また、地域別には、道央広域連携地域は44km<sup>2</sup>程度、道南連携地域は4km<sup>2</sup>程度、道北連携地域は4km<sup>2</sup>程度、オホーツク連携地域は4km<sup>2</sup>程度、十勝連携地域は4km<sup>2</sup>程度、釧路・根室連携地域は6km<sup>2</sup>程度となるものと予想されます。

その他の宅地については、地域の多様なニーズに対応した対個人サービス業や対事業所サービス業の展開などにより現状の規模は維持されるものと予想されます。また、地域別には、道央広域連携地域は248km<sup>2</sup>程度、道南連携地域は31km<sup>2</sup>程度、道北連携地域は85km<sup>2</sup>程度、オホーツク連携地域は58km<sup>2</sup>程度、十勝連携地域は84km<sup>2</sup>程度、釧路・根室連携地域は60km<sup>2</sup>程度になるものと予想されます。

## (キ) その他

その他については、森林への転換など低・未利用地の有効利用が進むことから減少するものと予想されます。また、地域別には、道央広域連携地域は896km<sup>2</sup>程度、道南連携地域は338km<sup>2</sup>程度、道北連携地域は1,161km<sup>2</sup>程度、オホーツク連携地域は440km<sup>2</sup>程度、十勝連携地域は349km<sup>2</sup>程度、釧路・根室連携地域は380km<sup>2</sup>程度になるものと予想されます。

### 3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

道土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、国や道、市町村は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。なお、本計画は、国や道、市町村などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されます。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

#### (1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法<sup>\*</sup>の適切な運用並びに、国土利用計画の全国計画、本計画、市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と道土の適切な管理を図ります。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適切な調整を図ります。

#### (2) 道土の保全と安全性の確保

##### ア 安全な土地利用への誘導及び国土保全施設の整備等

道土の保全と安全性を確保するため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な土地利用への誘導を図るとともに、国土保全施設<sup>\*</sup>の整備と維持管理を推進します。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を推進します。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の実施、避難訓練等を推進します。

さらに、将来の水需要に応えるため、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した

水資源の確保のための総合的な対策を推進します。

#### **イ 適切な保育、間伐などの森林整備の推進等**

森林の持つ道土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進します。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図ります。

#### **ウ 効果的な海岸保全施設の整備等**

海岸については、海浜の多面的な利用に配慮しつつ、複数の施設の機能を総合した面的防護方式<sup>\*</sup>を取り入れるなど効果的な海岸保全施設の整備を図ります。また、海岸保全施設と海岸・沿岸海域の利用との調和及び地形等自然条件と土地利用配置との適合性に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図ります。

#### **エ ライフラインの多重性・代替性の確保等**

道土の安全性を高めるため、電気、ガス、上下水道、通信ネットワーク、基幹的交通等の多重性・代替性の確保、諸機能の分散等を図ります。

また、安全で円滑な交通を確保するため、交通安全施設<sup>\*</sup>等の整備及び交通危険箇所等の改良を図るとともに、的確な交通管理を推進します。

#### **オ 都市における安全性の向上**

都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、道路における無電柱化などの対策を進めます。

### **(3) 持続可能な道土の管理**

#### **ア 都市機能等の集約化**

都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進します。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行います。生活サービス機能等の維持が困難であり、集落間の相互連携や機能分担が有効と見込まれる集落地域においては、地域の実情に応じて、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進めます。

## **イ 優良農地の確保等**

食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図るとともに道土の保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約化を推進するとともに、農業者はもとより、地域住民などの参画も得ながら、地域共同による農地や水路等の適切な保全管理活動の取組を支援します。

また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講じます。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を推進します。

## **ウ 持続可能な森林管理**

持続可能な森林管理のため、若年者の林業への新規参入など森林づくりを担う人材の育成・確保や安全で適切な施業を担う林業事業体の育成に取り組みます。また、CLT（直交集成板）<sup>\*</sup>などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業集約化<sup>\*</sup>の加速化や地域の状況に応じた路網<sup>\*</sup>整備等による道産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進めます。

## **エ 健全な水循環の維持又は回復**

健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動による洪水等の水災害リスクへの対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。

## **オ 美しい山河、海岸の保全・再生**

海岸の保全を図るため、安全・環境・景観などに配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や海岸の保全・再生を図ります。

## **カ まちなみ景観の保全等**

美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。また、地域の状況を踏まえ、歴史的風土の保存を図るための取組を進めます。

## (4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

### ア 優れた自然環境や自然景観の保全等

優れた自然環境や自然景観を有する地域については、公有地化や関係法令に基づく行為規制等により厳正な保全を図ります。野生生物の生息・生育環境として重要な地域については、関係法令に基づく行為規制等により適正な保全を図ります。二次的自然については、適切な農林水産業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じてその維持・形成を図ります。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上と量的確保を図ります。

### イ 希少野生生物に配慮した土地利用の推進

道内には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取組を促進します。

### ウ 生態系ネットワークの形成

森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用することなど必要な検討を進めます。

### エ 自然環境や生物多様性に関するモニタリングの実施等

自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をより的確に把握するためのモニタリングや、道民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進します。

### オ 自然生態系を活用した防災・減災対策の推進

海岸林による津波災害の軽減や湿原の治水機能の発揮などグリーンインフラの取組を進め、各地域の特性に応じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。

### カ 地域資源を活用した地域産業の促進

国立公園などの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有しています。このため、これらの自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された產品、地域の自然により育まれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進します。また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信

や空港や駅などの交通拠点と観光地間の交通ネットワークの充実など受入環境の整備により、国立公園などのブランドを活かした国内外の観光客の増加を図ります。

#### **キ 野生鳥獣による被害防止等**

人間の活動域と野生鳥獣の生息域が接近し、生活環境や農林水産業に被害をもたらしていることから、野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の適正な管理を行うとともに、狩猟者の減少と高齢化に対応するため人材育成を推進します。また、侵略的外来種については、生息状況等の情報把握に努めるとともに、計画的な捕獲を進め、徹底した防除と拡散防止、新たな侵入の防止に努めます。

#### **ク 環境負荷の小さい土地利用の推進**

ヒートアイランド現象\*や地球温暖化等への対策を加速させるため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光、風力、バイオマス、雪氷等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図ります。また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な整備・保全を図ります。さらに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成\*などを進めます。

#### **ケ 生活環境の保全等**

道民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による道民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進します。特に、閉鎖性水域\*に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷\*及び市街地、農地等からの面源負荷\*の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図ります。

#### **コ 水資源の保全**

近年、本道において、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する道民の関心が高まっていることから、土地所有の実態や利用目的を的確に把握するなどして、本道の貴重な財産である水資源の保全に取り組むとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保に努めます。

#### **サ 3Rの推進等**

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進します。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・

総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

#### シ 公共事業における環境への配慮等

良好な環境を保全するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施、事業の特性を踏まえた公共事業等の位置・規模等の検討段階における環境的側面の検討などにより適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図ります。

### (5) 土地の有効利用の促進

#### ア 空き家等への対応

市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効活用を図ります。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク<sup>\*</sup>等による所有者と入居希望者とのマッチングの推進や、空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど利活用を促進します。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を促進します。あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を進めます。

#### イ 所有者の所在の把握が難しい土地への対応

相続時における土地登記の未実施や不在村者の増加などを背景に、今後、所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障をきたすおそれがあるため、事業の内容や状況に応じ、民法や土地収用法などの関係法令に定める制度の適切な活用を進めるなど、土地の適正な利用を図ります。

### (6) 土地利用転換の適正化

#### ア 自然的・社会的条件を勘案した土地利用の転換

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会资本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。さらに、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることを踏まえ、これらの有効活用を通じて、農林業的土地利用等からの転換を抑制します。

#### イ 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺

地域も含めて事前に十分な調査を行い、道土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画や公用施設の整備、公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

#### ウ 農地や宅地等相互の土地利用の調和等

農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地区画整理事業が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域においては、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

### (7) 道土に関する調査の推進

道土の状況を科学的かつ総合的に把握するため、国土情報整備調査<sup>\*</sup>、国土調査<sup>\*</sup>、法人土地・建物基本調査<sup>\*</sup>及び自然環境保全基礎調査<sup>\*</sup>等国土に関する基礎的な調査の利用を図ります。

中でも、地籍調査の実施による土地境界の明確化は、土地取引、民間開発・道土基盤整備の円滑化、さらには、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化等に大きく貢献し、極めて重要であることから、国土調査事業十箇年計画<sup>\*</sup>に基づき、地籍調査の着実な推進に努めます。また、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍調査の効率的な実施等に取り組みます。

希少種を始めとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する土地利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図ります。

### (8) 北方領土対策の推進

北方領土については、返還要求運動や領土問題解決のための環境整備等を進めるとともに、返還が実現された場合には、地域の特性等を踏まえた土地利用を図ることとします。

### (9) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、土地利用をとりまく状況や土地利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

## 【参考付表】

## 各地域における利用区分ごとの規模の目標

(単位 : km<sup>2</sup>、 %)

区分	道央広域連携地域				道南連携地域				道北連携地域				オホーツク連携地域			
	平成 26年	平成 37年	構成比		平成 26年	平成 37年	構成比		平成 26年	平成 37年	構成比		平成 26年	平成 37年	構成比	
			H26	H37												
農地	2,643	2,624	11.9	11.8	436	433	6.6	6.6	2,193	2,180	11.7	11.7	1,663	1,656	15.6	15.5
森林	16,015	16,015	72.3	72.3	5,297	5,297	80.6	80.6	13,915	13,915	74.4	74.4	7,707	7,707	72.0	72.0
原野等	568	558	2.6	2.5	158	156	2.4	2.4	283	278	1.5	1.5	91	89	0.9	0.8
水面・河川・水路	752	788	3.4	3.6	106	111	1.6	1.7	538	540	2.9	2.9	424	426	4.0	4.0
道路	658	671	3.0	3.0	137	144	2.1	2.2	409	433	2.2	2.3	251	258	2.3	2.4
宅地	594	594	2.7	2.7	89	89	1.4	1.4	184	184	1.0	1.0	115	115	1.1	1.1
(住宅地)	(302)	(302)	(1.4)	(1.4)	(54)	(54)	(0.8)	(0.8)	(95)	(95)	(0.5)	(0.5)	(53)	(53)	(0.5)	(0.5)
(工業用地)	(44)	(44)	(0.2)	(0.2)	(4)	(4)	(0.1)	(0.1)	(4)	(4)	(0.0)	(0.0)	(4)	(4)	(0.0)	(0.0)
(その他の宅地)	(248)	(248)	(1.1)	(1.1)	(31)	(31)	(0.4)	(0.4)	(85)	(85)	(0.5)	(0.5)	(58)	(58)	(0.5)	(0.5)
その他	916	896	4.1	4.1	345	338	5.3	5.4	1,169	1,161	6.3	6.2	440	440	4.1	4.1
計	22,146	22,146	100.0	100.0	6,568	6,568	100.0	100.0	18,691	18,691	100.0	100.0	10,691	10,691	100.0	100.0
北方領土	-	-			-	-			-	-			-	-		
合計	22,146	22,146			6,568	6,568			18,691	18,691			10,691	10,691		

区分	十勝連携地域				釧路・根室連携地域				全道計			
	平成 26年	平成 37年	構成比		平成 26年	平成 37年	構成比		平成 26年	平成 37年	構成比	
			H26	H37			H26	H37			H26	H37
農地	2,548	2,538	23.5	23.4	1,997	1,988	21.0	20.9	11,480	11,418	14.6	14.6
森林	6,923	6,923	63.9	63.9	5,626	5,626	59.3	59.3	55,482	55,482	70.7	70.7
原野等	197	193	1.8	1.8	759	745	8.0	7.8	2,056	2,019	2.6	2.6
水面・河川・水路	379	379	3.5	3.5	407	407	4.3	4.3	2,607	2,650	3.3	3.4
道路	297	305	2.7	2.8	226	237	2.4	2.5	1,978	2,047	2.5	2.6
宅地	145	145	1.3	1.3	112	112	1.2	1.2	1,240	1,240	1.6	1.6
(住宅地)	(57)	(57)	(0.5)	(0.5)	(46)	(46)	(0.5)	(0.5)	(607)	(607)	(0.8)	(0.8)
(工業用地)	(4)	(4)	(0.0)	(0.0)	(6)	(6)	(0.1)	(0.1)	(66)	(66)	(0.1)	(0.1)
(その他の宅地)	(84)	(84)	(0.8)	(0.8)	(60)	(60)	(0.6)	(0.6)	(566)	(566)	(0.7)	(0.7)
その他	343	349	3.2	3.2	368	380	3.9	4.0	3,578	3,565	4.6	4.5
計	10,832	10,832	100.0	100.0	9,495	9,495	100.0	100.0	78,421	78,421	100.0	100.0
北方領土	-	-			5,003	5,003			5,003	5,003		
合計	10,832	10,832			14,498	14,498			83,424	83,424		

(注) 1 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

2 端数処理の都合上、合計が一致しないことがある。

## 用語解説

本文中で「〇〇〇\*」と表示された用語の解説。

### ア行

#### 空き家バンク

地方公共団体等が所有者などから空き家情報の提供を受け、インターネットを活用して情報発信する仕組み。

#### 一般道路

本計画において、道路法第2条第1項に定める道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）をいう。

#### エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

#### 沿岸域

海岸線を挟み、相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体としてとらえた範囲。

#### オープンスペース

主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。

#### 温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなど、大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を暖める効果を持つ気体。

### カ行

#### 開発圧力

人口の増加や都市機能の拡大など開発行為が行われる要因。

#### 環境負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

#### 気候変動

地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものという。

#### 希少野生生物

絶滅のおそれのある野生生物。

#### 強靭化

自然災害などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。

## **共同溝**

道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、電線やガス管、水管等を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設。

## **グリーンインフラ**

土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足の手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。例えば、道路や屋上の緑化は、雨水浸透・貯留機能や水質浄化機能、生物多様性保全機能などを有する。

## **経済のソフト化・サービス化**

製造業などを含む各業種において、物の生産・提供に対し、企画、開発、情報管理、調査といったソフト部門の業務の割合が高まり、また、これらによるサービスの提供を主要な事業とする傾向が高まること。

## **研究開発インフラ**

大学や試験研究機関などの研究開発施設や設備等のハードと、ソフトウェアやデータベースなどのソフトを一体的にとらえた基盤。

## **原野等**

本計画では、原野（「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から林野庁所管の国有林を除いたもの）と農地法第2条第1項に定める採草放牧地をあわせたものをいう。

## **公共・公益施設**

電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。

## **交通安全施設**

道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設。歩道や自転車道のほか、信号機、道路標識、区画線（ライン）、立体横断施設（横断歩道橋等）、防護柵（ガードレール、ガードパイプ等）等が含まれる。

## **高度情報通信インフラ**

光ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラや、これらの上に展開し、事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベースに蓄積されている情報資源など。

## **国土情報整備調査**

国土に関する基礎的な情報を、数値情報、画像情報、文書情報として総合的かつ体系的に整備するもの。

## **国土調査**

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく調査であり、地籍調査、土地分類調査、水調査、これらの調査の基礎とするための調査がある。

## **国土調査事業十箇年計画**

国土調査の促進を図るため、国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）に基づき、国土調査の中でも緊急かつ計画的に実施すべき調査を国土調査事業として位置付け、その実施の促進を図るもの。

## **国土保全施設**

治山施設、治水施設、砂防設備、海岸保全施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、下水道施設等。

## **サ行**

### **再生可能エネルギー**

太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギー源を利用して得られるエネルギー。

### **里地里山**

都市域と原始的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域。

### **産業・物流インフラ**

産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等。

### **C L T（直交集成板）**

ひき板を纖維方向が直交するように積層接着した重厚な木質パネル。中大規模建築物の構造用部材としての利用が期待されている。

### **市街化圧力**

人口や機能が集積するなど、市街化するための諸条件が整っていくこと。

### **自然環境保全基礎調査**

自然環境の保全を図るため、国が自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づいて実施する地形、地質、植生及び野生動物等に関する基礎的な調査。

### **自然的土地利用**

自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用。

### **所有者の所在の把握が難しい土地**

不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地。

### **侵略的外来種**

外来種のうち、地域の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかつた影響をもたらすもの。

### **森林資源の循環利用**

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用する考え方。

### **森林の有する多面的機能**

水源の涵養、国土の保全、生活環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給など森林の持つ様々な機能。

### **水源涵養機能**

森林の土壤が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

### **水面・河川・水路**

本計画において、「水面」は湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面、「河川」は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、「水路」は農業用排水路をいう。

### **生活関連施設**

学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパー・マーケット、食堂等の消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設。

### **生態系**

生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系としてとらえたもの。

### **生態系サービス**

生物多様性によりもたらされる自然の恵み。基盤サービス（大気や水、栄養の循環）、供給サービス（食料や原材料等の生産）、文化的サービス（風土・文化・芸術の源泉、レクリエーション資源）、調整サービス（気候の安定、洪水の調整、土地の保全）に分類される。

### **生物多様性**

それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること（遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性）。生物多様性は、すべての生物の「固有性」と「つながり」で成り立っている。

### **施業集約化**

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業を行うこと。

### **脆弱性**

もろくて弱い性質・性格。例えば、「自然災害に対する脆弱性」とは、自然災害が発生した際、早期に回復できないような致命的なダメージの受けやすさをいう。

### **夕行**

### **対流**

多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な流れ。

国土利用計画（全国計画）と一体的に策定される国土形成計画（全国計画）では、対流を全国各地でダイナミックに湧き起こし、イノベーションの創出を促す「対流促進型国土」の形成を図ることを国土の基本構想としている。

### **地球温暖化**

人の活動に伴って発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）が大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象。

### **中山間地域**

農林統計上用いられている農業地域類型区分のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域。平野の外縁部から山間地を指す。

### **低炭素型物流体系の形成**

環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送等の活用やトラック運送の効率化、流通業務の総合化・効率化などにより、環境負荷の少ない物流体系の構築を図ること。

### **低・未利用地**

土地利用がなされていない土地又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地。

### **点源負荷**

生活排水や工場、事業場などからの排水、畜産排水など、特定の汚染源からの汚濁負荷。

### **田園回帰**

都市住民が地方での生活を望む意識。

### **特定分野別計画**

「北海道総合計画」が示す基本的な方向に沿って、保健・医療・福祉、環境、経済・産業、エネルギー、教育など分野ごとの具体的な政策を推進する計画。

### **都市化**

人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくこと。都市人口の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられることが多い。

### **都市構造**

都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物などから構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域あるいは管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域などから構成される機能地域構造など都市の空間的な地域構造。

### **都市的土地区画整備**

住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用のこと。

### **土地利用関係法**

都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法など。

### **ナ行**

### **二次的自然**

農林業的土地利用が行われている地域の自然のように、人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然。

### **二地域居住**

都市住民が農村漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。

### **熱環境改善**

緑地・水面等を効率的に配置及び人工排熱を低減することにより、ヒートアイランド現象を改善すること。

### **農業の有する多面的機能**

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料やその他農産物の供給機能以外の様々な役割。

### **農地中間管理機構**

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、都道府県ごとに整備された公的な農地の中間的受け皿となる組織。農地の出し手から農地を借り受け、必要に応じて基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付けを行う農地中間管理事業や農地を買い入れ、一定期間、担い手に貸し付けた後、売渡しを行う農地売買等事業を行う。

### **農林業的土地利用**

主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用すること。農地、採草放牧地、森林（自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。）、農道、林道等がこれに該当する。

### **八行**

### **ハザードマップ**

自然災害が予測される区域や避難場所、避難経路など住民が自主的に避難するために必要な防災情報をわかりやすく地図上に表示したもの。防災マップなどとも呼ばれており、対象とする災害に応じて作成されている。

### **バイオマス**

家畜ふん尿、食品廃棄物、稻わら、林地残材などの再生可能な生物由来の有機性資源（石炭や石油などの化石資源を除く）。

### **バックアップ機能**

首都圏等の被災に備えたリスク分散の受け皿や食料・エネルギーの安定供給、被災地への緊急支援など、北海道の強みを活かした役割。

### **ヒートアイランド現象**

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

### **ビオトープ**

生物の生息・生育空間を意味するドイツ語からきた生物学用語。人工的な環境の中に生物を呼び戻すよう工夫された河川護岸や池などは、特定の生物群集が生存できる環境条件を備えた空間として、しばしばビオトープと呼ばれる。

### **干潟**

干潮時に干上がり、満潮時には海面下に没する潮間帯において砂質または砂泥質の浅場がひろがっている場所。河川や沿岸流によって運ばれてきた土砂が、海岸や河口部などに堆積し形成される。

## **不在村**

土地所有者が所有している土地の所在地とは異なる市町村に居住している状態。

## **閉鎖性水域**

湖沼や内湾など地形等により水の交換が行われにくい水域。汚濁物質の蓄積により水質汚濁が進みやすく、また、容易に回復できない特徴がある。

## **法人土地・建物基本調査**

統計法に基づく調査であり、法人が所有する土地・建物の所有・利用状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにし、土地の有効利用を的確に進める上で必要となる基礎的な統計データを収集・整備する調査。

## **マ行**

### **まちなみ**

地形や自然環境、建築物、街路など。

### **水資源の保全**

生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源を将来にわたり安全に安心して、かつ、持続的に利用できるように保全すること。

### **水循環**

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。

### **※健全な水循環**

人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

### **水辺空間**

川辺、湖畔、海岸等水際の空間。

### **面源負荷**

汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりを有する市街地、農地、森林などからの汚濁負荷。

### **面的防護方式**

波の力を、人工リーフや緩傾斜堤防などの複数の施設によって分散させて受け止める方式。海岸に直立堤をつくる「線的防護方式」では、砂浜が侵食されて波が高くなるに従って、堤も高くしなければならず、砂浜の侵食に比例して巨大な施設が必要であったが、面的防護方式では砂浜の侵食対策も含めた海岸保全の方法となっている。

### **藻場**

沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所。

## **ヤ行**

### **優良農地**

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地。

## 〔ラ行〕

### **流域の総合的かつ一体的な管理**

森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、様々な取組を通じて、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動すること。

### **※流域**

ここでいう「流域」とは、河川に雨水が流入する水系単位の流域に加えて、地域の特性と実情に応じ、地下水が涵養・浸透・流下・滞留する地域、水を利用する地域、陸域からの影響が及ぶ沿岸地域を含め、人の活動により水循環への影響があると考えられる地域全体をいう。

### **6次産業化**

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

### **路網**

森林の管理や整備、林産物の搬出、森林レクリエーションなど、森林へのアクセスに利用される道路のネットワーク。主に、林道（幹線・支線）と森林施業のために使用する林業専用道、森林作業道で構成される。

